

第25回「いのち・愛・人権フェスティバル」を開催します

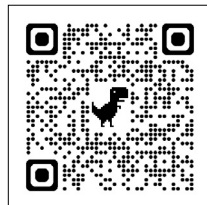
●お問い合わせ 人権尊重・部落差別解消推進課(隣保館) ☎0973-76-2468

1998(平成10)年12月7日、九重町隣保館で差別落書きが発見されました。この時に感じた「もうこのようなことがあってはいけない」と町民みんなで心をつにし、この思いを風化させないようにと始められた「いのち・愛・人権フェスティバル」は今年度で25回目を迎えます。人権について今一度考える機会にしませんか。ぜひご参加ください。

日時:12月7日(土) 17:30開場 18:00開演

場所:九重文化センター ホール

発表:淮園小学校、このえ緑陽中学校、
水平社宣言に学ぶ会、なるほど”ザ”人権講座 発表
(詳細につきましては、2次元コードをご覧ください。)



国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証の廃止について

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802

12月2日(月)から保険証とマイナンバーカードが一体化し、現行の保険証の発行が廃止されます。マイナ保険証^{*}をお持ちかどうかで病院等での受付方法が異なりますのでご注意ください。お持ちでない方には、申請によらず「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。また、現行の保険証も、保険証に記載の有効期限までは使用することができます。※保険証利用登録がされているマイナンバーカード

■ 12月2日以降、国民健康保険被保険者の方

マイナ保険証又は資格確認書で受診することとなります。

■ 12月2日以降、75歳到達する被保険者の方

マイナ保険証又は資格確認書で受診することとなります。

マイナ保険証の保有状況にかかわらず誕生日の前月に「資格確認書」を申請によらず送付します。

■ 12月2日以降、保険証を紛失した被保険者の方

マイナ保険証又は資格確認書で受診することとなります。

現行の保険証の再交付はできなくなるため、マイナ保険証での医療機関受診が基本となりますが、マイナ保険証の保有状況にかかわらず申請により資格確認書を交付します。

国民健康保険被保険者証の廃止に関するご質問等は、役場住民課にお問い合わせください。

後期高齢者医療被保険者証の廃止に関するご質問等は

大分県後期高齢者医療広域連合コールセンター 0120-200-819 (フリーダイヤル)

※対応時間:月曜日~金曜日 午前8時30分から午後5時00分まで(土日祝日と年末年始は休業)

※運用期間:令和6年11月1日(金)~令和7年8月29日(金)

国民健康保険証をお持ちの方へ－柔道整復師等の施術に係る療養費について－

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802

柔道整復師等にかかるとき、次の場合のみ健康保険を使うことができます。

●柔道整復師の施術

整骨院や接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫（いわゆる肉ばなれを含む）の施術を受けたとき
※骨折及び脱臼については、緊急の場合を除きあらかじめ医師の同意を得ることが必要となります。

●はり・きゅうの施術

主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたとき

※保険を使うには、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。

●マッサージの施術

筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたとき

※保険を使うには、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。

治療を受けるときの注意

保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等を治療中の場合は、施術を受けても保険等の対象とはなりません。

柔道整復施術療養費支給申請書の患者記入欄には内容を確認の上、署名をし、必ず領収証をもらうようにしましょう。

第三者の行為によるけがの治療に保険証を使用する場合は必ず届出をしてください

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802

交通事故など第三者から傷病を受けた場合でも、届出をすることで保険証を使用して治療を受けることができます。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国民健康保険を使えなくなりますのでご注意ください。

なお、保険証を使っただけの治療費は、第三者（加害者）が責任に応じて負担すべき治療費を九重町が一時的に立て替え払いをするものであるため、九重町が負担した治療費は後日、保険会社などを通じて第三者（加害者）に請求します。

このような例も第三者行為です

- ・暴行を受けた
- ・他人のペットにかまれた
- ・傷害事件に巻き込まれた など

届け出に必要なもの

- ・事故証明書
- ・第三者行為による傷病届



※窓口にて事故の状況などの聞き取りを行います。

農業収支計算説明会(白色)開催のお知らせ

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

1月1日から12月31日までの1年間に農業を営み、収支計算の結果所得があった方は、所得税申告または住民税申告をしていただくことになります。この申告に必要となる農業所得の収支内訳書の作成について、説明会を開催いたします。収入・経費の種類や所得の計算方法、減価償却等について基礎的な解説を行いますので、農業所得の申告(白色)をされる方は是非ご参加ください。

日時: 12月13日(金) 午後2時～

場所: 九重町役場3階 301会議室

ご存知ですか「税を考える週間」

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

11月11日から17日までは「税を考える週間」です。

「税を考える週間」は、国民生活に深い関わりを持っている税について、その意義(必要性)及び役割(使途)を分かりやすく説明することにより、国民の皆様の税に対する理解をより深めていただくために設けています。

今年のテーマは、「これからの社会に向かって」です。

なお、「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。是非ご覧ください。

12月は「県下統一滞納整理強化月間」です

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

税及び保険料は、福祉や医療、教育、土木事業などの様々な公共事業を行ううえで、非常に大切な財源です。そこで、納税の公平性と税収の確保を図るため、12月を「滞納整理強化月間」として、徴収の強化に取り組みます。

「ストップ! 滞納」～税金は納期内納付を!～

「滞納」とは、税金や保険料等を納期限までに納付していないことをいいます。滞納が増えることは町の財政を圧迫し、町民サービスに支障をきたすことになります。

なお、納期限を過ぎると督促状を送る際の督促手数料や延滞金が増加されるほか、法律に定められた差押えなどの滞納処分を受けることにもなります。

九重町においても大多数の町民のみなさんが、厳しい社会情勢のなか、納期限までに納付されています。そのため、滞納している場合には、税の公平性や町民としての負担の義務を果たしていただくためにも、財産の差押えなど滞納処分を執行します。

税金や保険料等を滞納している場合は、金融機関又は役場窓口等で早めの納付をお願いします。

※納税相談も随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

九重町

景観シンポジウム

開催のお知らせ

『人と自然が紡いできた九重の景観』

～九重らしい景観の魅力を語ろう～

日時：令和6年12月1日（日）

14：00～15：30（13：30 開場）

場所：保健福祉センター大会議室

地元で様々な活動をしている方をお招きし、
景観に関するパネルディスカッションを行います。
対談形式でわかりやすく、興味深い景観のお話をします。

パネリスト

- 自然環境と景観
種村英大氏（くじゅう地区管理運営協議会事務局長）
- 文化継承と景観
甲斐大史氏（宝八幡宮禰宜、ブラッスリーエスト！オーナーシェフ）
- 観光と景観
吉光泰三氏（九重町商工観光・自然環境課長）
- 地域おこし協力隊から見た九重町の魅力
小笠原有佳子氏（九重町地域おこし協力隊）

コーディネーター

穂山和大氏（まちづくり事務所まちもり代表/大分県景観アドバイザー）

総評

佐藤誠治氏（大分大学名誉教授/大分県景観アドバイザー）

（問い合わせ先・参加申し込み先）

九重町役場 商工観光・自然環境課 商工・環境グループ

担当：大津・帆足

電話：0973-76-3150／FAX：0973-76-2247

eメール：syoko@town.kokonoe.lg.jp

※事前申し込みがなくても参加できますが、参加人数把握のため、できる限り事前申し込みにご協力ください。

参加申し込み
QRコード



環境にやさしい取り組みをしてみませんか？

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

九重町では、生ごみ処理機の購入やごみステーションの設置に対して補助を行っています。また、家庭から出る生活排水を適正に処理するために合併処理浄化槽の設置に対しての補助を行っていますので、是非ご活用ください！
※補助の対象にならない場合もありますので、事前にご相談ください。

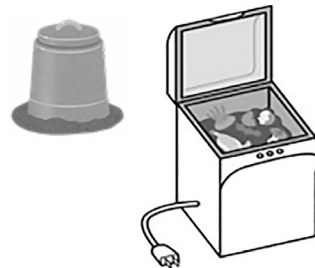
●生ごみ処理機（電動式）と生ごみ処理容器（コンポスト）の購入に対する補助

生ごみに含まれる水分量は70～80%と言われています。水切りや、生ごみ処理機を利用することでごみの減量につながります。ごみが減ることで焼却量が減り、二酸化炭素排出の削減にもなります。

※生ごみが減ることでごみ出しの回数やごみ袋の購入が減ることも大きなメリットです。

※堆肥化することにより家庭菜園やガーデニングなどにも利用できます。

	補助率	限度額
生ごみ処理機（電動式）	2分の1以内	25,000円
生ごみ処理容器（コンポスト）	2分の1以内	5,000円



●ごみステーションの設置に対する補助

現在利用しているごみステーションは劣化していませんか？劣化が原因で鳥獣、犬猫、風雨被害などによるごみの散乱が見受けられます。みなさんの良好な生活環境の保全を図るための補助事業になります。

	補助率	限度額
ごみ集積箱の既製品を購入した場合	2分の1以内	30,000円
ごみ集積箱を製作・修繕した場合 (業者製作費または自主製作原材料費)	2分の1以内	30,000円
カラスネットを購入した場合	2分の1以内	2,000円



●合併処理浄化槽の設置に対する補助

町内の約3割の家庭では、生活排水が未処理のまま水路や川へ流れだしているのが現状です。特に、トイレの排水処理だけは行われている単独処理浄化槽の家庭の場合、その他のお風呂や台所からの排水が未処理のまま流れ、河川の水質汚濁につながります。生活排水を適切に処理するには、合併処理浄化槽の設置が不可欠です。

区 分		補助額
新築設置	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円
転換設置	5人槽	532,000円
	7人槽	614,000円
	10人槽	748,000円

(転換設置の場合、既存槽の撤去か配管工事費用に対する補助も行っています)

土壌診断をしませんか？

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

土壌成分を調べて作物を育てやすいバランスのとれた土づくりに取り組みませんか。診断希望者は、土壌の提出をお願いします。

土壌の提出について

- 提出締切 12月27日（金）午後5時
- 提出場所 農林課（役場1階）
- 診断料金 1検体につき200円（試薬代）
- 実施団体 九重町有機農業推進協議会

施肥勉強会について

- 対象者 土壌診断に申し込まれた方（希望者）
- と き 未定（1月中旬予定）
- と ころ 九重町役場
※詳細な日時が決まり次第、対象者に連絡します。
- そのほか 提出された土壌の分析結果を基に勉強会を行います。

冬場の感染症対策について

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

冬はインフルエンザなどの感染症が流行する季節です。気温が下がると換気のために窓を開けるのが難しくなったり、水が冷たくなり手洗いの徹底が難しくなったりするなど、感染対策が不十分になるおそれがあります。感染拡大を防ぐために冬も引き続き感染対策に取り組みましょう。

<基本的な予防策>

●こまめな手洗い・うがいとマスク着用

手洗いは、外出後、トイレの後などこまめに石鹸を使って30秒以上かけて指先や指の間までしっかりと洗いましょう。咳エチケット、場面に応じたマスク着用をしましょう。



●生活習慣を改善

バランスの良い食事、適度な運動、十分な睡眠、歯磨きなどで口の中の清潔を保つなど規則正しい生活を送って、からだの抵抗力を高めましょう。



●換気と加湿

暖房を入れてある程度部屋を暖めてから、可能な限り2方向の窓等を開け、換気を行いましょう。暖かい空気は冷たいほうへ逃げようとするので、冬場は小さく窓を開けるだけでも空気が流れやすく5分以下の換気でも効果的です。



加湿器などを利用して、適切な湿度(50~60%)に保ちましょう。

●予防接種

新型コロナ・インフルエンザは、ワクチン接種(予防接種)により重症化を予防することがある程度可能です。高齢者や基礎疾患のある方は、特に接種をおすすめします。医療機関には、予約をいれてから行きましょう。



●感染拡大防止!

気になる症状がある場合は、まずはかかりつけ医に相談しましょう。かかりつけの医療機関がない場合は下記の窓口にご相談しましょう。

☆こども救急電話相談 #8000

☆24時間通話無料「このえ健康ダイヤル」 0120-511-658



予防接種のお知らせ

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

☆令和7年3月末までで終了します!対象の方は機会を逃さないようにお忘れなく!

ワクチン種別	対象年齢	内容
風しん抗体検査・予防接種	1962年(昭和37年)4月2日~1979年(昭和54年)4月1日に生まれた男性	【費用】無料 【抗体検査・予防接種の流れ】 クーポン券を利用し、初めに採血をして抗体検査を受けます。抗体検査の結果、十分な量の風しん抗体がないことが判明した場合、風しんの予防接種の対象となります。 *対象の方(1人1回まで)にはクーポン券や問診票が郵送されています。お手元がない方は、再発行ができますので、保健福祉センターまでお問い合わせください。なお、受診・接種に行かれる際は、事前に電話等で医療機関にご確認ください。
おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)ワクチン【任意接種】	1歳~小学校入学前まで *小学校入学前までの助成は令和6年度のみになります。令和7年度からは3歳未満までが対象になります。	【費用】上限5,000円まで助成(1人1回限り) *玖珠郡内での接種は、5,000円差し引いた金額を支払う形になります。玖珠郡外で接種される場合は接種費用を全額医療機関に支払った後、保健センターでの申請になります。(申請期限 令和7年3月31日まで)

エイズは早期発見で治療できる病気ですHIV夜間検査を受けてみませんか？

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

12月1日は「世界エイズデー」です。

西部保健所では、日中に時間が取りづらい方にも検査を受けて頂けるように、夜間に HIV 抗体検査を実施します。(匿名・無料)。HIV の感染にいち早く気づき、治療を受けることでエイズの発症を予防することができます。早期発見のために検査を受けてみませんか？



実施日時：令和6年12月2日(月) 受付時間 17:00～18:30

場 所：大分県西部保健所(大分県日田市田島2-2-5)

内 容：問診・採血を行います。

検査結果：採血後約1時間で、直接本人に口頭でお伝えします。電話やメール、郵送での対応はできません。

申込方法：11月29日(金)までに電話予約が必要です。

検査人数に限りがありますので、御了承ください。

問い合わせ先：大分県西部保健所地域保健課 TEL 0973-23-3133 (8:30～17:15 土日祝除く)

シリーズ 『障がい福祉』

106

障害者虐待防止法を知っていますか？

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

【障害者虐待防止法「障害者虐待の防止、障害者の援護者に対する支援等に関する法律」とは・・・】

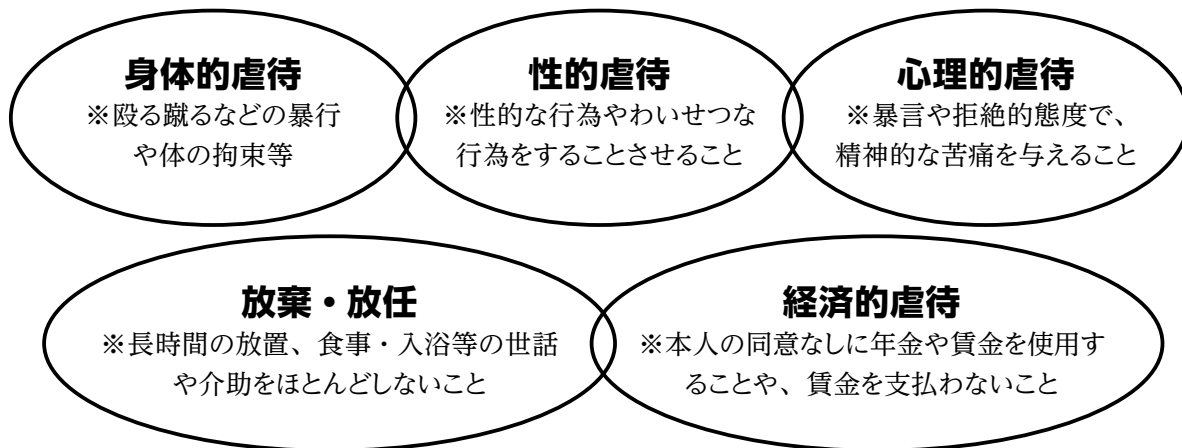
障がい者に対する虐待を防止し、障がい者の権利や尊厳を守るために2012年に制定された法律です。

〈障がい者虐待の種類〉

○養護者による虐待・・・家族や同居する人による虐待のことです。

○障がい者福祉施設従事者による虐待・・・施設等の職員による虐待のことです。

○使用者による虐待・・・障がいを持つ方を雇っている事業主等による虐待のことです。



!!虐待を発見した方は、速やかに通報を!!

※虐待を受けたと思われる障がい者を発見した方には、通報義務があります。

※通報や届出をした方の情報は守られます。通報を理由に不利益を受けることはありません。

障がい者虐待は、特定の人や場所に限らず、どこにでも起こりうる身近な問題です。加害者には虐待であるという認識がない場合もあります。また、障がい者自身も、虐待だと認識できない、被害を訴えられないなどの場合もあります。

一人ひとりが認識を深めることが、虐待を防ぐための第一歩となります。ご協力よろしくお願いします。